

認定事業者 NEWS ニュース

平成30年度中における地下タンク等定期点検の現況

地下タンク等定期点検認定事業者の皆様から報告された、平成30年度中の定期点検の実施状況についてとりまとめました。

1 危険物施設の点検状況

異常あり割合を施設種別ごとにみると、製造所は506件中21件で4.2%、地下タンク貯蔵所は38,908件中446件で1.1%、給油取扱所は18,159件中244件で1.3%、一般取扱所は6,174件中38件で0.6%となっている。

少量危険物施設の異常ありの割合は、1,815件中44件で2.4%となっており、消防法に定める定期点検義務のあるほとんどの危険物施設よりも異常ありの割合が高く、この傾向は点検タンク基数においても同様の傾向が見られる(表1)。

表1 危険物施設の点検状況

施設種別	点検施設数	タンク基数	異常ありの点検施設数 (%)	異常ありのタンク基数 (%)
製造所	506件	734基	21件(4.2%)	21基(2.9%)
貯蔵所	地下タンク貯蔵所	48,037基	446件(1.1%)	443基(0.9%)
	屋外タンク貯蔵所※	359件	5件(1.4%)	
	屋内タンク貯蔵所※	117件	8件(6.8%)	
取扱所	給油取扱所	60,369基	244件(1.3%)	263基(0.4%)
	一般取扱所	7,719基	38件(0.6%)	36基(0.5%)
少量危険物貯蔵取扱所	1,815件	1,923基	44件(2.4%)	43基(2.2%)
合計	66,038件	118,782基	806件(1.2%)	806基(0.7%)

※屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は、配管のみの点検状況である。

— 認定事業者ニュース —

平成30年度中における地下タンク等定期点検の現況	1
平成30年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況	3
ヒヤリ・ハット集	5
各種手数料の変更について	7
漏れの点検の実施期限の終期見直しについて	8

No. 37

発行所

令和元年10月4日発行
 発行所 一般財団法人全国危険物安全協会
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
 TEL 03(3597)8393
 03(3597)8513 (業務課直通)
 FAX 03(3597)8391
 H P <https://www.zenkikyo.or.jp>
 印刷 株式会社ぎょうせい

2 地下貯蔵タンク等・地下埋設配管点検方法の状況

タンク又はタンクと配管の点検方法では、微加圧法が最も多く、そのことに伴い液相部点検がその次に多くなっている（表2）。

表2 地下貯蔵タンク等・地下埋設配管点検方法の状況

(単位：件)

		タンク又はタンクと配管の実施件数	配管単独	検知層	
点検数		130,710	51,499	16,500	
点検方法	加圧法	異常なし	10,684	11,809	2,323
		異常あり	128	219	14
	微加圧法	異常なし	88,685	639	
		異常あり	479	36	
	微減圧法	異常なし	7,174	48	
		異常あり	40	1	
	減圧法	異常なし			14,125
		異常あり			37
	液相部点検	異常なし	72,030		
		異常あり	24		
その他の方法	異常なし	23,500	38,722	1	
	異常あり	20	25	0	

3 異常があったタンク等の異常箇所

異常があったタンク等の異常箇所の合計は962件で、タンク本体の異常が認められた箇所は165件あり、このうち気相部が158件と約96%を占めている。配管（吸引管・注入管・その他の油配管）の異常は384件であり、このうち吸引管が152件と約40%を占めている。また、通気管の異常も322件となっている（表3）。

配管と通気管を合わせた異常件数がタンク本体よりも多いことから、タンク本体と配管及び通気管を同時に点検した結果、異常が認められた場合は、配管及び通気管に重点をおいて確認することも重要である。

一方、二重殻タンクの検知層の異常も44件認められているので、点検に際しては埋設後の経過年数が比較的浅いタンクにおいても十分注意しておこなう必要がある。

表3 異常があったタンク等の異常箇所

(単位：件)

異常箇所	件数	異常箇所	件数
タンク本体気相部	158	吸引管	152
タンク本体液相部	7	注入管	85
二重殻タンクの検知層	44	その他の油配管	147
通気管	322	タンク本体及び配管以外	47
合計			962

4 点検後の処置状況の把握

異常が認められた960件のうち、点検後の処置状況を把握していたのは563件（約59%）であり、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行ったのは383件（約68%）となっている（表4）。異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明となっている例が153件あり、異常が発見された場合は、報告後の設置者の対応まで確認するのが望ましい。

表4 点検後の処置状況の把握 (単位：件)

点検後の処置状況の把握	処置内容	件数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明。	153
	異常の有無のみ報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	10
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	72
	異常箇所を特定して報告のみした。	162
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、自社で修理した。	383
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が業者に依頼し修理した。	152
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	28
合計		960

▶ 平成30年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況 ◀

移動貯蔵タンク定期点検認定事業者の皆様から報告された、平成30年度中の定期点検の実施状況についてとりまとめました。

1 点検方法の状況

点検タンク数の合計9,500基のうち、ガス加圧法によるものが9,472基、液体加圧法によるものが28基となっている（表5）。

表5 点検方法の状況 (単位：基)

移動タンク貯蔵所の種類			単一車式		被けん引車式	
			積載式	積載式以外	積載式	積載式以外
点検タンク数			3,311	5,116	304	769
点検方法	ガス加圧法	異常なし	3,241	4,997	293	727
		異常あり	70	92	11	41
	液体加圧法	異常なし	0	26	0	1
		異常あり	0	1	0	0
	直接法	異常なし	0	0	0	0
		異常あり	0	0	0	0
	その他の方法	異常なし	0	0	0	0
		異常あり	0	0	0	0
全点検タンク数			9,500			

2 タンクの異常箇所

異常箇所の合計は416件で、このうちパッキン類の異常が370件であり約89%を占めている(表6)。

認定事業者によっては、新しいパッキンに取り替えてから、漏れの点検を実施するところもあるが、異常が認められた場合は、パッキン類の確認を優先して行うことが重要である。

表6 異常があったタンクの異常箇所

(単位：件)

タンク本体		パッキン類		付属設備	
胴体又は鏡板部 腐食亀裂等	3	マンホールパッキン	107	マンホール	11
防護柵又は側面枠 取付部腐食亀裂等	9	底弁パッキン	71	底弁	14
タンク下部取付台座 周囲腐食等	0	計量口パッキン	88	計量口	5
その他のタンク本体に 係る腐食亀裂等	1	その他パッキン	104	その他付属設備	3
計	13	計	370	計	33
合計					416

3 点検後の処置状況の把握

異常が認められた372件のうち、点検後の処置状況を把握していたのは356件(約96%)で、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行ったのは333件(約94%)となっている(表7)。

表7 点検後の処置状況の把握

(単位：件)

点検後の処置 状況の把握	処置内容	件数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明。	11
	異常の有無のみを報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	0
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	4
	異常箇所を特定し報告のみした。	1
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、自社で修理した。	333
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が他業者に依頼し修理した。	18
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	5
合計		372

◀ ヒヤリ・ハット集 ▶

認定事業者の皆様から寄せられた定期点検時のヒヤリ・ハットをとりまとめました。

これらの事例は、複数の認定事業者の皆様が同様のヒヤリ・ハットを経験した代表的な事例です。

ヒヤリ・ハットは、一歩間違えれば大事故につながる危険性を持っています。その時は、何事もなく終わってしまったとしても、ヒヤリ・ハットを重ねれば重ねるほど大事故に近づくといっても過言ではありません。これらのヒヤリ・ハットを参考にして、自らの立場に置き換えて行動すれば大事故につながる確率が少なくなります。特に危険物を扱う場所での一般人の行動など、認定事業者の皆様は事故防止においてすべてに万全の注意を払ってください。

地下タンク等定期点検時のヒヤリ・ハット

点検前・準備

- 通気管閉止作業中、強風が吹き、はしごから落ちそうになった。
(※ 通気管閉止作業等の高所作業時に「転落しそうになった」、「工具を落下させそうになった」というヒヤリ・ハットが多くなっております。)
- 送油配管を外した際、配管内の油が予想外に多かった。
- マンホールのふたが通常のものより重く、腰を痛めそうになった。
マンホールのふたを開放する際、ふたで手を挟みそうになった。(複数件あり)
- 渡された図面と配管経路が違っていた。
増改築に伴い配管系統が多くなり、配管図面に記載されていない配管があったことから、検査を見落としそうになった。
- 微加圧試験直前に送油ポンプが起動し、ヒヤリとした。

点検中

- バリケードで囲っているにもかかわらず、作業場所へ入ってくる人がいた。
閉店中のガソリンスタンドでの点検時、ロープを張っているにもかかわらず、わずかな隙間から入ってくる人がいた。
- 点検時間が長くなってしまい、サービスタンクの残油がなくなり、ボイラーが停止した。
- 点検器具のコードやホースにつまづき、転倒しそうになった。

点検後・復旧

- 復旧時に、油が上がらなかった。(原因はギヤポンプの劣化であった。)
- ギヤポンプのスイッチを切ったまま引き上げそうになった。(相手方と最終チェックをした際に気づき復旧することができた。)

気象その他

- 冬の雪が積もった時の作業中、スラブ歩行時やマンホールふたの開閉時などは、足元が凍っていて滑りやすく、転倒しそうになった。
- 点検作業員の指示の無い状態で、研修生が準備を始めてしまった。
- 配管に通気管、戻り管とステッカーが貼られていたが、逆にステッカーを貼っていた。
- 突風により、区画用のバリケードが飛ばされそうになった。

移動貯蔵タンク定期点検時のヒヤリ・ハット

点検前・準備

- 安全弁を取り外そうとしたところ、非常に硬く壊しそうになった。
- 治具をセットするために、はしごを登ろうとした際、足を踏み外し転落しそうになった。

点検中

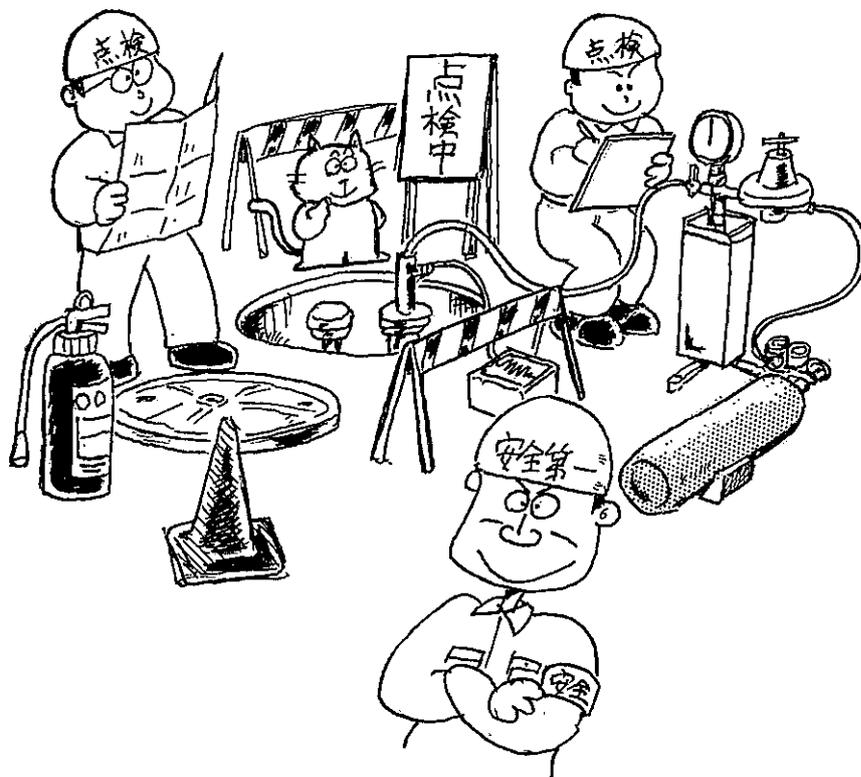
- 多槽ローリーのガス加圧検査中、1槽のみ圧力が低かった。検査を中断し確認したところ、ホースが劣化してひび割れ、窒素ガスが漏れていた。
- 点検器具のコードやホースにつまづき、転倒しそうになった。
- 洗剤により漏えいのチェックをしていたところ、洗剤により足を滑らせ、転落しそうになった。

点検後・復旧

- 窒素ガスが全て抜ける前にマンホールを緩めたため、ガスが勢いよく噴き出した。

気象その他

- 移動タンク上部で作業中、立ち上がる際に天井に頭をぶつけてしまったが無事であった。
- タンク上部の積雪により足を滑らせ、転落しそうになった。
- 雨天時にタンク上部で足を滑らせ、転落しそうになった。
- 猛暑の中で点検をおこなったため、熱中症になりかけた。



各種手数料の変更について

令和元年10月1日より消費税率が10%に改定されたことに伴い、下表のとおり各種手数料が変更になりました。各種申請の際は手数料をお確かめのうえ、当協会の指定する銀行等に振り込んでください。

手数料を納付すべき者		区分	納付すべき手数料の額
(1)	初回講習を受けようとする者	地下タンク等初回講習受講希望者	30,800 円
		移動貯蔵タンク初回講習受講希望者	39,600 円
(2)	定期講習を受けようとする者	地下タンク等定期講習受講該当者	9,350 円
		移動貯蔵タンク定期講習受講該当者	10,450 円
(3)	再考査を受けようとする者		3,300 円
(4)	講習修了証の再交付を受けようとする者		5,500 円
(5)	講習修了証の書換えを受けようとする者		330 円
(6)	事業者認定を受けようとする者	10以上の事務所等を有する者	220,000 円
		5以上9以下の事務所等を有する者	165,000 円
		4以下の事務所等を有する者	110,000 円
(7)	事業者再認定を受けようとする者		この表の第6号の区分に従いそれぞれの当該手数料の額の2分の1
(8)	認定証の再交付を受けようとする者		5,500 円
(9)	携行略証の再交付を受けようとする者	10枚以上の携行略証の再交付を受けようとする者	6,600 円
		5枚以上9枚以下の携行略証の再交付を受けようとする者	4,400 円
		4枚以下の携行略証の再交付を受けようとする者	2,200 円
(10)	点検済証の交付を受けようとする者		地下埋設配管を含む地下貯蔵タンク1槽又は移動貯蔵タンク1基につき 330 円

備考 事務所等とは、本店、支店、営業所又は出張所等の名称を問わず、点検事業者が現に地下タンク等の定期点検について自己支配の及ぶものをいう。

ご不明な点は、(一財)全国危険物安全協会業務課にお問い合わせください。

◀ 漏れの点検の実施期限の終期見直しについて ▶

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第34号）が令和元年8月27日公布・施行され、地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検の時期について、これまで完成検査済証の交付を受けた日又は直近において点検を行った日を起点とし、地下貯蔵タンク等ごとに定められた期間を超えない日までとされていたところ、漏れの点検の実施期限の終期に係る規定の見直しを行い、当該期間を経過する日の属する月の末日までとされました。このことを踏まえ、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（平成16年3月18日付け消防危第33号。）」の一部が次のとおり改正されました。（令和元年8月27日消防危第120号）

改正部分のみ抜粋

第1 地下貯蔵タンク等に係る運用について

3 点検周期

(1) 点検周期の区分

(略)

また、漏れの点検の実施時期について、完成検査済証の交付を受けた日又は直近において点検を行った日を起点として、次回の点検の実施時期は、対象となる設備等の種類に応じた周期に基づき、当該期間を経過する日の属する月の末日までとなること。

第2 移動貯蔵タンクに係る運用について

1 点検方法 (略)

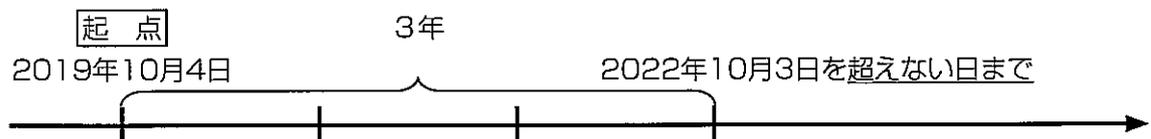
2 点検周期

漏れの点検周期は5年とされており（規則第62条の5の4）、点検の実施時期について、完成検査済証の交付を受けた日又は直近において点検を行った日を起点とし、次回の点検の実施期限は、5年を経過する日の属する月の末日までとなること。

<具体例>

点検周期が3年の地下貯蔵タンクで漏れの点検を2019年10月4日に実施した場合

○改正前



○改正後



※令和元年8月27日以前に漏れの点検を実施したものについても同様に考えます。